

生物多様性条約について

■ 経緯

- 1992・5 採択
- 1992・6 国連環境開発会議(UNCED)で署名
- 1993・5 日本が条約を締結
- 1993・12 条約発効

■ 条約の目的

- ①生物の多様性の保全
- ②生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- ③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分

■ 締約国数 191ヶ国 [ECを含む 米は未締結]

■ 条約事務局

モントリオール(カナダ)

■ 2010年目標

- ・「生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という目標
- ・2002年のCOP6(オランダ・ハーグ)で採択

■ 生物多様性国家戦略

締約国は、条約第6条に基づき生物多様性国家戦略を策定。
わが国は2007年11月に第3次生物多様性国家戦略を閣議決定。

■ 締約国会議(COP)

締約国会議(Conference of the Parties: COP)は条約の実施等に関する意思決定を行う場。概ね2年に1度開催される。

【第10回締約国会議(COP10)の日本開催】

本年5月19日～30日にドイツ・ボンで開催された第9回締約国会議(COP9)において、COP10の2010年10月愛知県名古屋市開催が決定。

COP10の開催される2010年は、「2010年目標」の目標年であり、国連が定める「国際生物多様性年」でもある重要な節目の年。

■ COP10

期 間:2010年10月18日～29日
閣僚級会合 27日～29日

場 所:愛知県名古屋市
名古屋国際会議場

■ COP10の大きなテーマ

- ・2010年目標の評価
- ・2010年以降の次期目標の採択
- ・ABSに関する国際的枠組みの検討完了